

新見市ふるさと定住支援金支給要綱

令和3年6月30日

告示第122号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校の卒業等を機に、市内又は通勤可能な市外の事業所等に就業し、市内に定住する新規学卒者に対し、地域の担い手となる若年者の定住を促進するとともに、地域の活性化を図ることを目的として、ふるさと定住支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市に永住の意思を持った者が、本市の住民基本台帳に記録され、かつ当該住所地を生活の本拠とすることをいう。ただし、単身赴任等による一時的な転入及び事業所等の都合で一時的に本市に居住していることが明らかな場合を除く。
- (2) 事業所等 市内又は通勤可能な市外に所在する雇用保険適用事業所又は市長が認めたものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業所及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体を除く。
- (3) 新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校並びに特別支援学校における幼稚部及び小学部を除く。）又は同法124条に規定する専修学校又は同法134条第1項に規定する各種学校（以下「学校」という。）を卒業し、又は中退した者
- (4) 就業 自営業若しくは農林水産業に従事、又は事業所等に雇用される者のうちその労働契約に雇用期間の定めのないもの又は継続して雇用する前提で雇用期間を定めているものであること

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者であって、学校を卒業、又は中退した日から起算して6月を経過する日までに事業所等に就業し、雇用開始の日から5年以上、本市から転出しない意思を示した新規学卒者
- (2) 新見市I・J・Uターン就職奨励金の交付対象及び新見市就農奨励金の支給を受けていない者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者
- (2) 転勤その他の事由により定住が担保されていない者
- (3) 本人又は世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、支給対象者1人あたり100,000円とする。

2 支援金の一部は、地域共通商品券により支給するものとする。

（支給申請）

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、新見市ふるさと定住支援金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して雇用開始日から3月以内に市長に申請しなければならない。

(1) 卒業証明書等

(2) 雇用証明書（様式第2号）又は雇用契約書など雇用開始日及び雇用されていることが確認できる書類

(3) 誓約書（様式第3号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の支給は、1人1回限りとする。

（支給決定等）

第7条 市長は、前条の規定により支援金の支給申請があった場合、内容を審査し、適当と認められたときは、新見市ふるさと定住支援金支給決定通知書（様式第4号）により通知する。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、支援金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により支援金を受け取ったとき

(2) その他市長が支援金の支給を不適切と認めたとき

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、新見市ふるさと定住支援金返還命令書（様式第5号）により現金による返還を命ずることができるものとする。

（その他）

第10条 この告示の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 第6条第1項中「3月以内」とあるのは、令和3年度に限り「6月以内」と読み替える。

(有効期限)

3 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する支給決定の取消し及び第9条に規定する支援金の返還については、同日後もなおその効力を有する。